

化学物質を取り扱う事業場の皆様へ
ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に
さらに10物質が追加されます

(平29・3・1～ 640物質+27物質→663物質)

(平30・7・1～ 663物質+10物質→672物質)

**労働安全衛生法施行令 別表第9 などが改正
平成30年7月1日～施行**

アスファルト、ほう酸など10の化学物質が労働安全衛生法施行令 別表第9に追加され、以下が義務付けられます。(※1)

- 事業所における **【リスクアセスメントの実施】**
- 譲渡提供時の **【安全データシート(SDS)の提供】**
- 譲渡提供時の **【容器等へのラベル表示】**

※1 施行日に現に存在するものについては、ラベル表示の義務が平成30年12月31日まで適用されません。

※2 “シリカ”は追加の10物質に含まれず、平成29年8月3日から「非晶質シリカ」が“シリカ”の中から除外され安全衛生施行令・別表第9には「結晶質シリカ」が残ります。

※3 今回の改正は、平成29年3月1日からの27物質追加(640物質→663物質)に続くもので、新たな10物質の追加により、改正・施行後の安全衛生施行令・別表第9の物質数(号の数)は 672物質 になります(裏面以降参照)。

化学物質を**出荷する事業所**では・・・

- ◆ これらの化学物質を他へ譲渡提供する際には、**安全データシート (SDS) を提供**するとともに、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示 (GHSマーク)、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などを**ラベル表示する**必要があります。

化学物質を**取り扱う事業所**では・・・

- ◆ 容器等の**ラベル**に危険有害性を示す**絵表示 (GHSマーク)** のついている製品については、メーカー等から提供される**安全データシート (SDS) を確認**し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメントを実施**しましょう。

平成29年3月1日～

安全衛生法施行令 別表第9 に27物質が追加

労働安全衛生法施行令・別表第9の物質数(号の数) それまでの640物質+27物質(結晶質シリカは除く)→663物質

〔説明〕 ○号の「削除」が1個 605号:沃化メチル

○号の「新設」が24個

○号の新設はないが、物質・単体又は化合物が追加されたもの - 3個

旧・37 アルミニウム水溶性塩 → 新・37 アルミニウム及びその水溶性塩

旧・530 ベルフルオロオクタタン酸アンモニウム塩 → 新・530 ベルフルオロオクタタン酸及びそのアンモニウム塩

旧・606 沃素 → 新・606 沃素及びその化合物

したがって(号の数)は

640

△ 1(号の削除)

+ 24(号の新設)

〔号の新設がない3〕

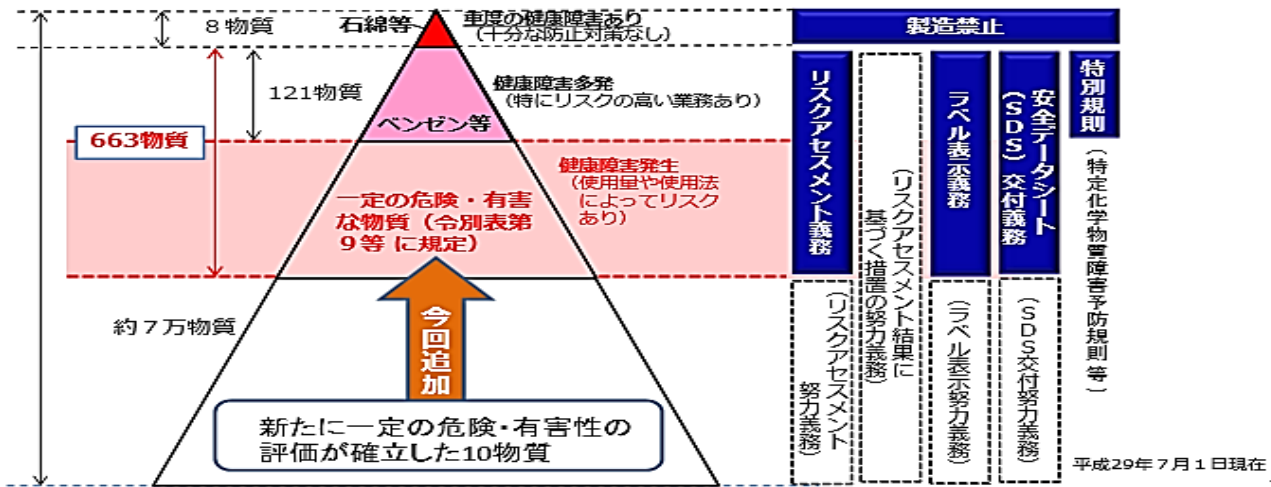
663

安衛法施行令 別表第9 番号	別表第9に 番号の新設 がないもの (旧番号分に統合)	新表示 (平29・3・1～)	物質名	CAS番号	概 切 値		
					(ラベル)表 示 (重量%) (安衛則第30条関係)	(SDS)通 知 (重量%) (安衛則第34条の2関係)	
1	1102		亜硝酸イソブチル	542-56-3	1%未満	0.1%未満	
2	1103		アセチルアセトン	123-54-6	1%未満	1%未満	
3	37	旧・37アルミニウム水溶性塩と統合 37 アルミニウム及びその水溶性塩	アルミニウム	7429-90-5	1%未満	1%未満	
4	7202		エチレン	74-85-1	1%未満	1%未満	
5	7902		エチレンジクロロモノブチルエーテルアセタート	112-07-2	1%未満	0.1%未満	
6	14802		クロロ酢酸	1979/11/8	1%未満	1%未満	
7	16202		O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロモン-7-イル=O'-ジエチル=ホスホロチオアート	56-72-4	1%未満	1%未満	
8	19702		三弗化アルミニウム	7784-18-1	1%未満	0.1%未満	
9	22402		N-N-ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1%未満	1%未満	
10	22403		ジエチレンジクロロモノブチルエーテル	112-34-5	1%未満	1%未満	
11	24102		ジクロロ酢酸	79-43-6	1%未満	0.1%未満	
12	29202		ジメチル=2,2-2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名DEP)	52-68-6	1%未満	0.1%未満	
13	32002		水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	22722-98-1	1%未満	1%未満	
14	36702		テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1%未満	0.1%未満	
15	46402		N-ピコル-2-ピロリドン	88-12-0	1%未満	0.1%未満	
16	48802		ブテン(以下の全ての異性体の混合物)	25167-67-3	1%未満	1%未満	
			2-ブテン[β-ブテン](以下の2つの異性体の混合物)	107-01-7			
			cis-2-ブテン	590-18-1			
			trans-2-ブテン	624-64-6			
			1-ブテン[α-ブテン]	106-98-9			
			イソブテン	115-11-7			
17	49202		プロピオンアルデヒド	123-38-6	1%未満	1%未満	
18	49702		プロペン	115-07-1	1%未満	1%未満	
19	50302		1-プロモプロパン	106-94-5	1%未満	0.1%未満	
20	50402		3-プロモ-1-プロペン(別名臭化アリル)	106-95-6	1%未満	1%未満	
21	51602		ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム	13775-53-6	1%未満	1%未満	
22	51603		ヘキサフルオロプロペン	116-15-4	1%未満	1%未満	
23	530	旧・530"ベルフルオロオクタタン酸アンモニウム塩"と統合 530 ベルフルオロオクタタン酸及びそのアンモニウム塩	ベルフルオロオクタタン酸	335-67-1	0.3%未満	0.1%未満	
24	58202		メチルナフタレン	1-メチルナフタレン	90-12-0	1%未満	1%未満
				2-メチルナフタレン	91-57-6		
25	58203		2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	1%未満	0.1%未満	
26	58802		N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	1%未満	0.1%未満	
27	606	旧・606"沃素"に統合 606 沃素及びその化合物	沃化物	特定されず	1%未満	1%未満	

化学物質に係るラベル表示、SDSの交付、リスクアセスメントの実施義務及び対象物質の拡大について

【改正趣旨】

人に対する一定の危険・有害性が明らかになっている化学物質として、労働安全衛生法施行令別表第9及び別表第3第1号に掲げる663の化学物質及びその製剤について、①譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示、②安全データシート（SDS）の交付及び③化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの3つの対策を講じなければならないこととされており、今回の改正は、新たに一定の危険・有害性の評価が確立した10物質について、①～③の対象物質に追加するものである。



平成29年8月3日～ 非晶質シリカを除外
 平成30年7月1日～ 安全衛生法施行令 別表第9に10物質が追加

- ① 追加10物質 → 平成30年7月1日～ 施行
 但し、改正・政令の施行時に現に存在する追加対象物質については、名称等の表示義務(安衛法第57条第1項)規定は、平成30年12月31日まで適用しない。
- ② シリカのうち非晶質のものを対象物質から除外 → 平成29年8月3日(政令・公布日)～

労働安全衛生法施行令・別表第9の物質数(号の数) それまでの663物質+10物質→672物質

- 〔説明〕
- 号の「削除」が1個 312号:シリカ
 - 号の「新設」は10個 [「165の2 結晶質シリカ」を含む]
 - 号の新設はないが、物質・単体が化合物に追加されたもの - 1個
 旧・544 ほう酸ナトリウム塩 → 新・544 ほう酸及びそのナトリウム塩

したがって(号の数)は
 663
 △ 1(号の削除)
 + 10(号の新設)
 [号の新設がない1]
 672

安衛法施行令 別表第9 番号	別表第9に 番号の新設 がないもの (旧番号分に統合)	新表示 (平30・7・1～)	物質名	CAS番号	裾 切 値	
					(ラベル)表示 (重量%) (安衛則第30条関係)	(SDS)通知 (重量%) (安衛則第34条の2関係)
1 1103		1103 アスファルト	アスファルト	8052-42-4	1%未満	0.1%未満
2 15502		15502 1-クロロ-2-プロパノール	1-クロロ-2-プロパノール	127-00-4	1%未満	1%未満
3 15503		15503 2-クロロ-1-プロパノール	2-クロロ-1-プロパノール	78-89-7	1%未満	1%未満
4 26602		26602 ジチオリオン酸O,O-ジエチル-S-(ターシャリーブチルチオメチル)(別名テルブホス)	ジチオリオン酸O,O-ジエチル-S-(ターシャリーブチルチオメチル)(別名テルブホス)	13071-79-9	1%未満	0.1%未満
5 46802		46802 フェニルイソシアネート	フェニルイソシアネート	103-71-9	1%未満	0.1%未満
6 48202		48202 2,3-ブタンジオン(別名ジアセチル)	2,3-ブタンジオン(別名ジアセチル)	431-03-8	1%未満	0.1%未満
7 544	旧・544"ほう酸ナトリウム"に統合	544 ほう酸及びそのナトリウム塩	ほう酸	10043-35-3	0.3%未満	0.1%未満
8 54502		54502 ボルトランドセメント	ボルトランドセメント	65997-15-1	1%未満	1%未満
9 60102		60102 2-メトキシ-2-メチルブタン(別名ターシャリーアミルメチルエーテル)	2-メトキシ-2-メチルブタン(別名ターシャリーアミルメチルエーテル)	994-05-8	1%未満	0.1%未満
10 60702		60702 硫化カルボニル	硫化カルボニル	463-58-1	1%未満	1%未満
(結晶質シリカに関しては、平成29年8月3日から施行)						
16502	旧・312"シリカ"を削除	16502 結晶質シリカ (追加・新設)	結晶質シリカ (シリカのうち非晶質のものを対象物質から除外)	14808-60-7地	0.1%未満	0.1%未満

※ 上記のCAS番号は例示で、上記に記載の無いCAS番号が存在する場合もあること。

労働安全衛生法に関する 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

GHS対応ラベル・SDS、リスクアセスメントなどのご質問にお答えします。



- ・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか？
- ・ラベルやSDSの内容が分からないのですが？
- ・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか？
- ・「コントロール・バンディング」というものの使い方を教えてください。
- ・担当者が、化学の専門に詳しくないので困っています。



050-5577-4862

soudan@technohill.co.jp

事務局HPからメールフォームをご利用いただけます。テクニルと検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く) ※土日祝日、年末年始を除く

- *相談は無料ですが、通話料がかかります。
- *相談窓口開設期間は平成29年4月3日～平成30年3月20日までとなります。
- *メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話での回答になる場合がございますのでご了承ください。

労働安全衛生法が改正され、平成28年6月から施行されました。この改正により、一定の危険有害性のある化学物質（平成29年3月1日より対象物質が663物質に増えました）について

1. 化学物質のリスクアセスメントを行うことが義務化されました。
2. 譲渡提供時に容器などへのラベル表示義務の対象になります。

この相談窓口では、ラベルやSDSの記載内容の理解やこれを活用したリスクアセスメントの方法にお困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えしています。お気軽にご相談下さい。本事業では、リスクアセスメントに係る訪問支援も行っています。併せてご利用ください。

「化学物質のリスクアセスメント」 訪問支援のご案内

中小規模事業場に専門家が訪問します

無料

改正労働安全衛生法に対応されていますか？

労働安全衛生法の改正に伴い、危険有害性のある化学物質を取り扱う全ての事業者は、化学物質のリスクアセスメントを行うことが義務化されます。平成29年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業」では、無料で中小規模事業場に、専門家が訪問し、化学物質のリスクアセスメント支援と対策のアドバイスをを行います。

中小規模事業場を対象に専門家が訪問します(無料)

- ◆ 化学物質のリスクアセスメントの仕方を説明します
 - ◆ GHSラベルやSDSの読み方をお教えします
 - ◆ 化学物質の危険性や有害性を調べる方法をご紹介します
 - ◆ リスクを低減するための対策をアドバイスいたします
 - ◆ リスクアセスメント結果の内容を説明します
- ※お申込み受付締切：平成30年1月31日
※訪問お申込みは一事業場につき一回となります

こんな疑問にお答えします



- ◇ 化学物質のリスクアセスメントは、どのように行えばよいのですか？
- ◇ すでに自社でリスクアセスメントを行っていますが、本当にこれで問題ないか不安です。アドバイスいただけますか？

支援お申込みについて

事務局（テクニル株式会社）ホームページよりお申込みください。

テクニル

検索

で検索または URL : <http://www.technohill.co.jp>

WEBお申込み入力送信後、自動送信の【受付完了メール】が届きましたら、お申込み完了となります。24時間以内に【受付完了メール】がない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。お申込み後、指導員または事務局より訪問日程等のご連絡をさせていただきます。

テクニル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸殻町2-5-3 9F

TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145 E-mail : chemical@technohill.co.jp